

# 住宅瑕疵担保履行法のお知らせ

建設業者、宅地建物取引業者の

新築住宅を取得される

みなさまへ

みなさまへ

「保険加入等の準備は

「保険や供託の確認を

お済みですか？」

お忘れなく！

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が平成21年10月1日から本格施行されました。この日以降に引き渡す新築住宅には、瑕疵担保責任の履行のための、保険加入が保証金の供託が必要です。

また、年2回の基準日（3月31日と9月30日）には許可・免許を受けた国または県に対し資料確保措置の状況の届出が必要です。

平成21年10月1日以降に引き渡される住宅には、法律により、事業者が保険または供託が義務付けられています。

新築住宅を取得される際は、その住宅がきちんと保険または供託の措置がとられているか忘れずに確認しましょう。

## ◆問い合わせ

保険加入の場合には、着工前の申込みが必要ですのでご注意ください。（保険に加入し忘れた場合、3月31日までの申込みに関り、着工後も加入可能な保険が用意されていますので、早急に指定された各保険法人にお問い合わせください。）

千葉県住宅課住宅建設支援室

〒043-223-3229  
 都市建設課管理計画班  
 ☎(84)1217

## ◆問い合わせ

千葉県建設・不動産課  
 建設業・契約室

〒043-223-3110



# 地域密着型サービス

## 事業者の公募結果

町では、認知症対応型共同生活介護施設（ユニット・9名）1ヶ所分の整備計画についてホームページ及び広報紙によりお知らせし、平成21年9月1日から10月1日まで事業者の公募をしたところ、1事業者から応募がありました。

町の書類審査及び選定委員会による審査の結果、次の事業者を実施予定事業者として決定しました。

事業者名 有限会社 グループホーム光

代表者氏名 小熊 とし子

事業者住所 横芝光町目籾2339番地15

計画予定地 横芝光町木戸字二十三割

10497番地1. 2. 3

◆問い合わせ 福祉課介護班 ☎(84)1257

# 農地制度が変わりました

農地を相続した場合は、農業委員会への届出が必要です。

相続等によつて農地を取得した方は、農地のある農業委員会へ届け出てください。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられます。

なお、耕作できない場合等は、農業委員会へご相談ください。

◆問い合わせ 農業委員会 ☎(84)1242

# 消費生活相談員を紹介

昨年9月から始まった「消費生活相談」を担当している相談員を紹介します。

◎塚本 陽資さん（埼玉県在住）

消費生活コンサルタントの資格を持っており、消費生活に関する様々な相談に対応しています。



消費生活相談員の塚本陽資です。生活するうえで商品を購入することは必要不可欠な行為ですが、残念ながらそこには様々な問題が存在します。その問題をみなさまと一緒に解決するための窓口が消費生活相談です。不安・疑問に思うことがあれば、気軽な感じで、何なりとご相談ください。親身になって対応させていただきます。

相談日 毎週火曜日

ところ 第1・2火曜日 文化会館  
 第3・4火曜日 町民会館

※第2・4火曜日は弁護士による相談も行っています。希望される方は、1週間前までに産業振興課へご連絡ください。

◆申込・問い合わせ

産業振興課商工観光班 ☎(84)1215